

第52回

袴田事件弁護団で活動する若手弁護士に聞く

聞き手：新進会員活動委員会 副委員長 舩田 正 (63期)

研修員 武田 浩一 (66期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士のインタビュー記事を掲載しています。今回は、2014年3月27日に再審開始と、死刑及び拘置の執行停止の決定を勝ち取った袴田事件弁護団で活躍されている戸館圭之弁護士（60期、第二東京弁護士会）にお話を伺いました。

— まず、袴田事件弁護団に入った時期、経緯を教えてくださいいただけますか。

私が静岡大学人文学部法学科の学生だったとき、弁護団の現事務局長である小川秀世先生が非常勤講師をされており、講義の中で事件のことを話して下さいました。講義を受ける前は、袴田事件という事件の存在を知っている程度でしたが、講義を受けているうちに強い興味を持ったのが最初のきっかけです。

その後、弁護団会議や勉強会に参加していくうちに、自分も弁護士として袴田事件に関わりたくて強く思うようになり、司法試験の受験を決心しました。

このように、私が弁護士になろうと思ったモチベーションの大部分が袴田事件にあったため、合格したら弁護団に入ることは自然な流れでした。そこで、弁護士登録直後の2007年9月に弁護団に入りました。

— 袴田事件弁護団の人数、期の構成や普段の活動について教えてください。

現在25名程度の弁護士が在籍しています。修習中、修習生の仲間を誘って袴田事件の勉強会を行っていたのですが、参加していた同期4～5人が現在弁護団に在籍しています。期の構成は、10期代から60期代前半まで幅広いです。

活動内容としては、月に1回、静岡と東京で交互に弁護団会議を行っています。また、静岡地裁に再審請求が係属中は、2か月に1回、訴訟の進行等について裁判所、検察官との三者協議を行っていました。加えて、袴田さんが保佐開始の審判を受けていたので、家庭裁判所とのやりとりを行ったり、恩赦や人身保護請求についても調査を行ったりしました。さらに、年に1回、弁護団合宿を行っていま

した。弁護団合宿では、お酒を飲んだり懇親する機会もありますが、基本的には全員一日中書面の内容等についてかなりストイックに議論をしていました。

— ご自身は、袴田事件弁護団内でどのような役割を担っていましたか。

証拠開示請求の総論部分の研究及び書面作成を主に担当していました。第二次再審請求に際し、検察側に証拠開示を請求したのですが、検察側は根拠規定がないと開示を拒みました。そのため、判例（最決昭和44年4月25日刑集23巻4号248頁等）、元裁判官や研究者の論文、国連人権規約、先例等を根拠に開示されるべきである等再反論する書面の起案等を行いました。また、昨年末に行われた最終意見書のプレゼンも行いました。最終意見書の内容をわかりやすく裁判官に伝えるため、3人の弁護士で協力し、視聴覚資料も使用しました。

— 弁護団に入って苦労したことはありますか。

第一次再審請求棄却後、新証拠としてふさわしい証拠がなかった時に、弁護団内に手詰まり感が広まってしまい、苦労しました。

— 袴田事件に関わって良かったことはありますか。

大学生の頃から袴田さんを助けたいと思って受験勉強をしていたので、袴田さんが生きているうちに釈放された姿を見て、弁護団員として活動できて本当に良かったなと思いました。

また、弁護士一人では絶対に達成できないような目標に向かって、弁護団員が適材適所に配置され、全員で協力して活動できたことは非常に貴重な経験になりました。



第二東京弁護士会会員
戸舘 圭之 弁護士 (60 期)

—— 再審の開始決定が出された当日はどのような行動をされておりましたか。

当日は、日弁連の14階で会長声明の起案のため待機していました。待っている途中は、ドキドキして司法試験の合格発表の時のような気持ちでした。

午前10時ぐらいになると、静岡地裁に居た弁護団員から電話で「開始、開始！ 拘置の停止！！」との報告を受けましたが、正直信じがたく、「開始ですか？」と何回も聞き返してしまいました。何年もこの決定のため活動してきたのですが、しばらく実感が湧きませんでした。

弁護団では、棄却の場合に備えて即時抗告を行う準備はしていたのですが、再審開始の場合に備えた準備はあまり考えていませんでした。三者協議でも裁判所の心証が全くわからなかったため、執行の停止はともかく、拘置の停止にまで踏み込み、当日釈放されるとは想定していなかったのです。その後は非常に慌ただしかったです。

日弁連で記者会見後、袴田さんのお姉さんと待ち合わせをして、東京拘置所まで行き、袴田さんと面会して開始決定を伝えましたが、「そんなの嘘だ」と言って全然信じてくれない様子でした。

面会后、拘置所の職員から袴田さんを釈放するので、釈放の段取りについて相談させてくださいと言われ、袴田さんの荷物や靴をどうするのか（拘置所で靴を貸すが、返して欲しいと言われました）について話していました。話し合いを拘置所の応接間でしているうちに、釈放された袴田さんがひょっこり現れました。

釈放後は、袴田さんを当日どこに泊めるのか、マスコミ対応をどうするのか、等について右往左往しました。

—— 弁護団に若手が入るということにどのような意味があるとお考えですか。

人手は常に不足していて、やることはごまんとあるので、やる気がある人はぜひ弁護団に入って欲しいと思います。同じ弁護団員で長年やっている、事件について凝り固まっ

た見方しかできなくなってしまう。そのため、新人の方に弁護団に入ってもらい、事件に新たな視点を入れることは特に再審事件を担当する弁護団にとって非常に有益なので、弁護団に若手が入るとことは非常に重要な意味があると考えます。私は、第一次再審請求の特別抗告審から弁護団に関与したのですが、弁護団の中で、最終意見書提出にあたり新たな視点が必要だという方針になり、弁護団に入ったばかりの私を含む若手数人で最終意見書案を作成しました。

また、たしかにこの種の弁護団は収入には結びつかないので、特に若手は参加することを躊躇するかもしれません。しかし、再審事件は、確定した事件のはじめからおわりまで全部について批判的に検討することができる、通常の事件では決してすることのできない貴重な機会を得ることができます。また、弁護団には百戦錬磨の先輩弁護士が集って知恵を出し合います。そのような集団の中で対等な立場で議論ができる経験は他ではなかなかできないと思います。

—— 再審開始決定後でどのような変化がありましたか。

まず、世論が変わったことを体感できました。開始決定前は、確定死刑囚が冤罪を訴えている事件という程度の認識しかなかったのが、決定後、マスコミの報道を見て、世間的には無罪判決が出たのと同じような雰囲気であることを感じました。

—— 最後に若手弁護士へのメッセージをお願いします。

弁護士になったからには、たまには素朴な正義感みたいなものを表に出して思い切ってやれるような仕事をした方が精神衛生上良いのではないかと思います。

また、様々な事件をやっていく中で法律家として成長できます。私は、弁護団の活動を通じて、研究者の先生、弁護団内の弁護士と関わることができたので、その中で切磋琢磨し研鑽することができました。そのため、若手弁護士の方には、いろいろと忙しいとは思いますが、積極的に弁護団活動に関わってほしいと思います。